

# 南部広域市町村圏事務組合事務局規則

平成4年11月1日規則第3号

最終改正 平成26年3月28日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部広域市町村圏事務組合事務局（以下「事務局」という。）の組織及び所掌事務等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

- (1) 総務振興課
- (2) いなんせ斎苑
- (3) 南斎場

(分掌事務)

第3条 総務振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務、文書及び公印に関する事。
- (2) 事務局職員の人事に関する事。
- (3) 事務局職員の給与及び福利厚生に関する事。
- (4) 予算、決算及び出納事務に関する事。
- (5) 年間事務事業計画に関する事。
- (6) 行政改革、組織改革及び行政評価システムに関する事。
- (7) 議会、理事会、広域化事務等調査委員会及び幹事会に関する事。
- (8) 財産等の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 公告式及び広報に関する事。
- (10) 監査委員及び例月出納検査に関する事。
- (11) 広域振興計画の策定及び連絡調整に関する事。
- (12) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関する事。
- (13) 広域的な振興事業の調査研究に関する事。
- (14) 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関する事。
- (15) 地方自治体の振興発展に関する調査研究に関する事。
- (16) その他南部振興に関する事。

2 いなんせ斎苑の分掌事務は、次のとおりとする。

いなんせ斎苑の管理運営に関する事。

3 南斎場の分掌事務は、次のとおりとする。

南斎場の建設及び管理運営に関する事。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

- 2 課に課長（いなんせ齋苑及び南齋場にあつては所長。以下同じ。）、係に係長（いなんせ齋苑及び南齋場にあつては副所長。以下同じ。）、主任主事及び主事を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要があるときは、課に主幹又は技幹、主査及び技査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、理事長の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 課長及び係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 主幹、技幹、主査及び技査は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 5 主任主事及び主事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主幹等の担当事務)

第6条 主幹及び技幹の所管する事務は、課の所掌事務のうちから事務局長が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年10月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年1月1日規則第1号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 2 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日規則第 3 号）  
この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 3 号）  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。